

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	「タービン建屋換気系放射能高」警報が発生し、中央操作室非常用換気系のファンが自動起動したが「系統流量無」の警報が発生した。調査した結果、当該系統ファンの入口弁が閉状態であることを確認したため、「運転上の制限」からの逸脱を宣言。その後、手動にて当該入口弁を開状態としたところ、「系統流量無」の警報が解除されたことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言。今後、原因を調査	A s	10月6日公表済 (PDF152KB)
2	6号機	圧力抑制室内プール内の非常用炉心冷却系統ストレーナ取替工事の準備作業中において、鉄製足場パイプ1本を圧力抑制室内プールに落下させてしまったため、今後予定されている圧力抑制室内の非常用炉心冷却系統ストレーナ取替工事に合わせ、すみやかに確認・回収する予定	A s	10月6日公表済 (PDF137KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：38件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器水素注入設備トレーラ出口圧力変換器点検において、計器精度外が認められたため、当該変換器を交換	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却器（A）散水ポンプ（A-B）の入口ストレーナに詰まり（北側、南側共）が認められたため、当該ストレーナを清掃	対象外	
3	1号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A）海水ドレン配管にピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉建屋補機冷却系サージタンクレベルが低下し、原子炉補機冷却水ポンプがトリップしたため、原因調査及び対応検討	B	
5	1号機	復水ポンプ（A）入口弁閉表示用リミットスイッチのレバー付け根部に一部破損が認められたため、当該部品を交換	D	
6	2号機	燃料プール冷却材浄化系フィルター脱塩器出口フローグラス（A）点検において、フローグラスを破損したため、当該部を交換	D	
7	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機冷却水入口配管のつなぎ込み部よりリーク（1滴/秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（B）の海水出口配管圧力計の指針に破損が認められたため、当該圧力計を交換	D	
9	3号機	廃棄物処理建屋ろ過器脱塩器地下貯蔵用ホイス制御盤扉の開閉不良（ラッチ不良）が認められたため、当該扉を修理	D	
10	3号機	制御棒駆動機構駆動水圧入口逆止弁（1台）及び冷却水入口逆止弁（4台）点検において、弁体（ボール）に円周状の変形痕が認められたため、当該弁体を交換	D	
11	3号機	低圧タービン（C）下半ダイヤフラムの浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	低圧タービン（B）ロータ点検において、翼部18段レーシングワイヤに、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	低圧タービン（C）下半内部車室溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	活性炭ホールドアップ建屋地階の機器ファンネルに不具合（2箇所：中敷の外れ等）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
15	3号機	活性炭ホールドアップ建屋屋外冷却塔連絡階段に錆びが認められたため、当該階段を補修塗装	D	
16	3号機	活性炭ホールドアップ建屋において、未使用のアース線の端末処理の不備（2箇所：突出）が認められたため、当該アース線を点検・修理	D	
17	3号機	気体廃棄物処理系サンドフィルタ（A・B）の抜出し配管に塗装剥離が認められたため、当該配管を補修塗装	D	
18	3号機	定期事業者検査（制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査）において、実施した手順と検査手順書との相違が認められたため、対応検討	C	
19	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器室の換気空調系局所空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
20	3号機	低圧タービン（B）下半内部車室溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
21	3号機	定期事業者検査（非常用ガス処理系設備検査）において、検査要領書の安全処置確認項目に誤記が認められたため、当該部を改訂後、検査を再開	D	
22	3号機	定期事業者検査（非常用ガス処理系ファン検査）において、キーの寸法計測前に、当該検査の受検を行ったため、対応検討	C	
23	3号機	屋外変圧器防災装置起動変圧器（A・B）放水弁のグランド部よりリーク（1滴／2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	3号機	中央制御室換気空調系通常換気循環ダンパ（A0-335）に開閉表示用ランプの両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	3号機	計算機室換気空調用補給水タンクのレベルゲージに汚れが認められたため、当該レベルゲージを清掃	D	
26	4号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系送風機下部架台に錆びが認められたため、当該部を補修塗装	D	
27	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ類受タンクドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）メカニカルシールリーク用検出器上蓋ガラスに亀裂が認められたため、当該ガラスを交換	D	
29	5号機	廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンブタンク漏えい検出器に結露水による警報の発生が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
30	6号機	残留熱除去系原子炉停止時冷却吸込配管の安全弁のフランジ部よりリーク（小指1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
31	6号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール循環ポンプ入口圧力計元弁にシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁点検・修理	D	
32	6号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール循環ポンプ入口圧力計配管ピンホール部よりリーク（約小指1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
33	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン供給ポンプ出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
34	集中環境施設	洗濯廃液系収集タンク（A）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
35	集中環境施設	洗濯廃液系収集タンク（C）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
36	集中環境施設	補助ボイラ設備重油圧力調整器の側面よりエア漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
37	その他	協力企業所有のデジタルマルチメータ及びファンクションジェネレータの計器校正において、校正はずれが認められたため、対応検討	D	
38	その他	水処理設備排水処理装置排水用中間ポンプ（A）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで